東久留米市地域自立支援協議会専門部会設置に向けて

設置要綱の確認

- 第7 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 第2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
- (1) 相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害福祉に関することで協議会が必要と認めること。
- → これら5つの協議に関係する事項をより専門的に協議する会が専門部会と判断される

部会の方向性や原則

- ①第三回協議会により、相談支援部会(仮称)、住みよいまちづくり部会(仮称)を置くことが 決定
- ②専門部会と全体協議会は密接に連動し、住みよいまちづくりや障害福祉計画に反映させる
- ③部会員(委員長を除く)は原則としていずれかの部会に所属する。また、協議会委員以外からの選出が可であり、専門性ある関係者を広く対象としていく ④部会は随時開催し、結果を全体会に報告。部会と全体会の有機的連関を目指す。

1. 相談支援部会(仮称)に対して

- ①地域に必要とされる相談とは何かの検討相談に必要な機関、専門性→専門機関と関連機関 「相談」を「支援」につなげる道すじ 関係機関のネットワーク構築:医療、保健、教育、福祉、労働等
- ②全ての障害児・者に対する「計画相談支援」の完全実施に向けて 全ての必要な人に対する相談とサービス等利用計画の策定の検討 相談支援事業者の育成、専門性向上 サービス等利用にあたり、不十分な地域資源の開発・改善

2. 住みよいまちづくり部会(仮称)に対しては

①情勢理解と地域への発信

障害者基本法、虐待防止法、総合支援法、法定雇用率改定、差別解消法、放課後デイサービス、等・・・

②東久留米のインクルーシブ社会化を進めるために

当事者・家族のニーズの実態調査・把握

福祉サービス、地域資源の現状の調査とその開発・改善

市民の障害者理解の程度の調査や啓発活動・発信

→公開市民講座・シンポジウムなどの企画・運営

③当面早くに検討しなければならない事項

25 年度予算化されている「ヘルプカード」の設計、周知活動 27 年度からの「障害者計画」→「地域福祉計画」から独立